

## ○笠間市事業所省エネ設備更新事業費補助金に関するQ & A

### 申請者関連

- Q. 申請者は本社名での申請か、事業所や支店名での申請か？
- A. 事業者が申請するものであり、本社の代表者での申請となります。
- Q. 個人事業者における、「事業を行っているもの」の判断は？
- A. 個人事業者における事業を行っているか否かの判断は、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の申告又は令和5年度分市民税県民税申告における収支内訳において、売上に係る営業収入または販売に係る農業収入が申告されていることにより事業を実施していると判断します。
- 上記の申告が行われていない場合や、申告が行われていても、上記の収入が申告されていない場合には、本補助金の取扱いにおいては事業を実施していないと判断します。

### 対象となる設備関連

- Q. 自宅を事業所として兼用している場合であって、対象の設備を自宅での使用か事業での使用か明確に分けられない場合の補助の扱いは？
- A. 問いの場合は以下の考え方を基本とします。
- ・設備が一般家庭用の設備の場合には、省エネ家電買換え促進補助での申請
  - ・設備が業務用の設備である場合には、事業所省エネ設備更新事業費補助での申請

### 補助限度額関連

- Q. 補助金の限度額は事業者単位か、事業所単位か？
- A. 限度額の適用は事業所単位となります。
- A社がB支店とC支店の申請を行った場合、B及びC支店ごとに限度額を適用します。
- Q. 複数の対象設備を市内店舗と市外店舗から購入した場合の限度額の取り扱いは？
- A. 対象設備の単価が最も高い設備を購入した店舗の所在により判断します。なお、最も高額な設備が市内と市外の双方の店舗で同額の場合には上限額を20万円とします。
- (例)『A設備＝30万円、市内購入・B設備＝25万円、市外で購入』この場合、限度額は20万円

(例)『A設備＝25万円、市内購入・B設備＝30万円、市外で購入』この場合、限度額は15万円

(例)『A設備＝30万円、市内購入・B設備＝30万円、市外で購入』この場合、限度額は20万円

## 添付書類関連

Q. 個人申請の場合の確定申告等の写しとは、具体的に何を提出するのか？

A. 令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告、又は令和5年度分市民税県民税申告における、申告書及び収支内訳（一般用又は農業所得用）。青色申告を行っている場合には、令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告書及び令和4年分所得税青色申告決算書の提出をお願いします。

Q. 確定申告書等の控えを紛失している場合には？

A. 「市が保有している個人の情報を、文書にて本人に交付する」扱いとなるため、個人情報開示の手続きを行っていただくこととなります。個人情報開示につきましては、請求から開示まで一定の期間を要しますので、早目の手続きをお願いします。  
なお、この場合の手続き先は税務課となります。

Q. 領収書に工事費や配送料など含まれている場合の扱いは？

A. 請求内訳などの費用の内訳がわかる明細の添付をお願いします。

Q. 領収書に記載の氏名は？

A. 領収書に記載の氏名については以下の扱いとします。

法人の場合：領収書に記載の氏名については事業者または事業所（支店）名とします。個人名で記載されているものは添付書類としては原則認められませんが、申請者がその費用を清算していることが認められる場合には、添付書類として認めることとします。

個人の場合：屋号を設けている場合には屋号での記載を原則としますが、事業者個人名でも添付書類として認めます。

Q. 「リサイクル券など、古い設備が回収されたことを証する書類」とは具体的に何を提出するのか？

A. 家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は更新前の設備を引き取った業者による証明書のいずれかの提出をしていただきます。

更新前の設備を引き取った業者による証明書の参考様式は、ホームページからダウンロード可能です。

Q. リサイクル券及びmanifestoに記載の氏名は？

A. リサイクル券及びmanifestoに記載の氏名については以下の扱いとします。

法人の場合：リサイクル券、manifestoに記載の氏名については事業者または事業所（支店）名を原則としますが、個人名で記載されているものであっても、その個人と事業者との関係が明らかであり、補助申請に係る旧設備が適正に処分されていることが認められる場合には、添付書類として認めることとします。

個人の場合：屋号を設けている場合には屋号での記載を原則としますが、事業者個人名でも添付書類として認めます。

Q. 保証書に記載の氏名は？

A. 保証書に記載の氏名については以下の扱いとします。

法人の場合：保証書に記載の氏名については事業者または事業所（支店）名を原則としますが、個人名で記載されているものであっても、その個人と事業者との関係が明らかであり、設置された設備が事業用として使用されていることが認められる場合には、添付書類として認めることとします。

個人の場合：屋号を設けている場合には屋号での記載を原則としますが、事業者個人名でも添付書類として認めます。

Q. 省エネ基準達成率又は SII 登録状況のわかる書類とは？

A. 省エネ型製品情報サイト、SII が公開している登録設備のサイト、パンフレット、カタログ、メーカーが公開している製品のホームページの写しなどとなります。